

資料3

令和6年御殿場市議会3月定例会議案資料 (新旧対照表)

件名	頁
議案第19号関係資料	1
議案第20号関係資料	3
議案第21号関係資料	5
議案第22号関係資料	11
議案第23号関係資料	12
議案第24号関係資料	13
議案第25号関係資料	36
議案第26号関係資料	37

御 殿 場 市

議案第 19 号関係資料

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

旧	新
<p>【第 1 条関係】（御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>（給料）</p> <p>第 2 条 給料は、御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年御殿場市条例第 28 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当並びに期末手当、勤勉手当、休日勤務手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第 15 条の 4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）<u>第 44 条</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。</p> <p>2 及び 3 【略】</p> <p>【第 2 条関係】（御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第 2 条 前条の給与とは、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）</p>	<p>【第 1 条関係】（御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>（給料）</p> <p>第 2 条</p> <p style="text-align: right;"><u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u></p> <p><u>派遣手当</u></p> <p>2</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第 15 条の 4</p> <p style="text-align: right;"><u>第 26 条の 8</u></p> <p>2 及び 3</p> <p>【第 2 条関係】（御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第 2 条</p> <p style="text-align: right;"><u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u></p>

以下同じ。)をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、報酬及び期末手当をいう。

【第3条関係】(御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

(給与の種類)

第2条 【略】

2 【略】

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(災害派遣手当)

第11条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

【第3条関係】(御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

(給与の種類)

第2条

2

3

等対策派遣手当

特定新型インフルエンザ

(災害派遣手当)

第11条の3

第26条の8

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号関係資料

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

旧	新
<p>【第 1 条関係】（御殿場市監査委員に関する条例の一部改正）</p> <p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第 6 条 法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項、第 235 条の 2 第 2 項及び第 242 条第 1 項の規定による請求若しくは要求に基づく監査又は第 125 条若しくは第 243 条の 2 の規定による請求に基づく監査をしようとするときは、当該請求又は要求があった日から 7 日以内にこれに着手するように努めなければならない。</p>	<p>【第 1 条関係】（御殿場市監査委員に関する条例の一部改正）</p> <p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第 6 条</p> <p style="text-align: center;"><u>第 243 条の 2 の 8</u></p>
<p>【第 2 条関係】（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）</p> <p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 243 条の 2</u>（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和 64 年 1 月 7 日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>【第 2 条関係】（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）</p> <p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第 3 条</p> <p style="text-align: right;"><u>第 243 条の 2 の 8</u></p>
<p>【第 3 条関係】（御殿場市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 243 条の 2 の 2 第 8 項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 15 万円以上である場合とする。</p>	<p>【第 3 条関係】（御殿場市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第 5 条</p> <p style="text-align: right;"><u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u></p>
<p>【第 4 条関係】（御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p>	<p>【第 4 条関係】（御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p>

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が15万円以上である場合とする。

第6条
の2の8第8項

第243条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号関係資料

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第7条の2 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の給与条例第18条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、規則で定めるフルタイム会計年度任用職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 【略】</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給制限等)</p> <p>第7条の3 【略】</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第7条の2</p> <p>2</p> <p>3 <u>100分の</u> <u>122.5</u></p> <p>4</p> <p>5</p> <p style="text-align: right;"><u>第3項</u></p> <p>6</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給制限等)</p> <p>第7条の3</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第7条の4 <u>フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日（以下この条において「基準日」という。）に在職するフルタイム会計年度任用職員に対して、同項に規定するそれぞれの支給日に支給する。これらの</u></p>

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 【略】

別表第1 (第3条関係)

※ 全部改正のため、___下線を省略する。

給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額

基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても同様とする。

- 2 第7条の2第2項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- 3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 第7条の2第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第7条の4第4項」と読み替えるものとする。
- 6 給与条例第19条第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第20条の2 第7条の4(第2項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第7条の4第4項中「においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「におけるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の区分に応じて規則で定める額」と、第7条の4第5項の規定により読み替えて準用する第7の2第5項中「同項に規定する合計額」とあるのは「同項に規定する額」と、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に準用する。

別表第1 (第3条関係)

※ 全部改正のため、___下線を省略する。

給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額

1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100
21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400
23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400
26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600
29	191,700	243,100	276,200
30	193,400	244,100	277,900

1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800

31	195,200	245,100	279,700
32	196,900	246,100	281,200
33	198,500		
34	199,900		
35	201,400		
36	202,900		
37	204,200		
38	205,500		
39	206,700		
40	208,000		
41	209,300		
42	210,600		
43	211,900		
44	213,200		
45	214,300		
46	216,000		
47	217,700		
48	219,300		
49	221,000		
50	222,700		
51	224,300		
52	225,900		
53	227,400		
54	229,100		
55	230,700		
56	232,300		
57	233,500		
58	235,000		
59	236,400		
60	237,700		

31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000		
34	209,300		
35	210,600		
36	211,900		
37	213,200		
38	214,400		
39	215,600		
40	216,700		
41	217,800		
42	218,900		
43	219,900		
44	220,900		
45	221,800		
46	222,700		
47	223,600		
48	224,500		
49	225,400		
50	226,300		
51	227,200		
52	228,800		
53	230,300		
54	232,000		
55	233,600		
56	235,200		
57	236,400		
58	237,900		
59	239,300		
60	240,600		

61	239,000		
62	240,200		
63	241,200		
64	242,400		
65	242,900		
66	243,500		
67	244,100		
68	244,800		
69	245,000		
70	245,200		
71	245,400		
72	245,600		
73	245,800		
74	246,000		
75	246,200		
76	246,400		
77	246,600		
78	246,800		
79	247,000		
80	247,200		
81	247,400		
82	247,600		
83	247,800		
84	248,000		
85	248,200		
86	248,400		
87	248,600		
88	248,800		
89	249,000		
90	249,200		

61	241,900		
62	243,000		
63	243,900		
64	244,900		
65	245,400		
66	245,900		
67	246,400		
68	247,000		
69	247,500		
70	247,700		
71	247,900		
72	248,100		
73	248,300		
74	248,500		
75	248,700		
76	248,900		
77	249,100		
78	249,300		
79	249,500		
80	249,700		
81	249,900		
82	250,100		
83	250,200		
84	250,300		
85	250,400		
86	250,500		
87	250,600		
88	250,700		
89	250,800		
90	250,900		

91	249,400		
92	249,600		
93	249,800		

91	251,000		
92	251,100		
93	251,200		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 2 号関係資料

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案第 2 3 号関係資料

御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新																																																				
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号の規定による職</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長</td> <td>月額 <u>31,700</u></td> </tr> <tr> <td>農業委員会委員</td> <td>月額 <u>27,600</u></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>【略】</p> <p>2 地方公務員法第3条第3項第2号の規定による職</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td>月額 <u>27,600</u></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>3及び4 【略】</p>	職名	報酬額（円）	【略】	【略】	【略】	【略】	農業委員会会長	月額 <u>31,700</u>	農業委員会委員	月額 <u>27,600</u>	【略】	【略】	【略】	【略】	職名	報酬額（円）	【略】	【略】	【略】	【略】	農地利用最適化推進委員	月額 <u>27,600</u>	【略】	【略】	【略】	【略】	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号の規定による職</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>月額 <u>40,000</u></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>月額 <u>30,000</u></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>2 地方公務員法第3条第3項第2号の規定による職</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>月額 <u>30,000</u></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>3及び4</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	職名	報酬額（円）	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	月額 <u>40,000</u>	【略】	月額 <u>30,000</u>	【略】	【略】	【略】	【略】	職名	報酬額（円）	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	月額 <u>30,000</u>	【略】	【略】	【略】	【略】
職名	報酬額（円）																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				
農業委員会会長	月額 <u>31,700</u>																																																				
農業委員会委員	月額 <u>27,600</u>																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				
職名	報酬額（円）																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				
農地利用最適化推進委員	月額 <u>27,600</u>																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				
職名	報酬額（円）																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	月額 <u>40,000</u>																																																				
【略】	月額 <u>30,000</u>																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				
職名	報酬額（円）																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	月額 <u>30,000</u>																																																				
【略】	【略】																																																				
【略】	【略】																																																				

議案第 2 4 号関係資料

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧			新		
【第 1 条関係】 別表（第 2 条関係）			【第 1 条関係】 別表（第 2 条関係）		
区分	手数料 1 件につき	件数区分等	区分	手数料 1 件につき	件数区分等
【略】	【略】	【略】			
【略】	【略】	【略】			
戸籍の謄本又は抄本の交付	450円	1 通につき 1 件とする。	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 の交付	450円	1 通につき 1 件とする。
			戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 1 2 年自治省令第 5 号）に規定する方法に限る。以下この表において同じ。）による場合及び当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。）	400円	1 符号につき 1 件とする。
【略】	【略】	【略】			
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	750円	1 通につき 1 件とする。	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	750円	1 通につき 1 件とする。
			除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法による場合及び当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の除かれ	700円	1 符号につき 1 件とする。

【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】

【第2条関係】

別表（第2条関係）

区分		手数料1件につき	件数区分等
【略】		【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
低炭素建築物新築等計画の認定の	1 【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】
		【略】	【略】
		【略】	【略】
		【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】
	2 低炭素建築物新築等計画に係る技術的	(1) 一戸建ての住宅	37,000円

た戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。)		

【第2条関係】

別表（第2条関係）

区分		手数料1件につき	件数区分等
【略】			
【略】	【略】		
【略】	1		
	【略】		
	2 その他	(1) 一戸建ての住宅	
			1戸につき1件とする。

申請	審査適合証を添付しない場合						める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円		
		(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	37,000円	1 申請を1件とする。	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	1 申請を1件とする。	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	75,000円	同		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	106,000円	同		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	150,000円	同		申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては	同

	もの		
(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの		118,000円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものうち市長が定めるもの（以下「低炭素市基準」という。）による審査を行う場合に限る。以下同じ。）		246,000円	同
(5) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの（低炭素市基準による審査を行う場合を除く。）		94,000円	同
(6) その他の建	300平方メ	246,000円	同

	もの	ては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円	
(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	149,000円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	同
(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	同
	床面積の合計	市長が定める基準	同

築等計画の変更認定の申請	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	2 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	(1) 一戸建ての住宅	19,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	19,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,000円	同

2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	1戸につき1件とする。	
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	1申請を1件とする。
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円	同

	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	55,000円	同		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円	同
	申請戸数が11戸以上のもの	78,000円	同		申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円	同
	(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	60,000円	同	(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,000円	同
					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	76,000円	同
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの（低炭素市基準による審査を行う場合に限る。）	124,000円	同	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	同
					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては	同

	(5) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの（低炭素市基準による審査を行う場合に限る。）		48,000円	同
	(6) その他の建築物 対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	300平方メートル以内のもの（低炭素市基準による審査を行う場合に限る。）	124,000円	同
		300平方メートル以内のもの（低炭素市基準による審査を行う場合を除く。）	48,000円	同
		300平方メートルを超えるもの（低炭素市基準による審査を行う場合に限る。）	156,000円	同
		300平方メートルを超えるもの（低炭素市基準による審査を行う場合を除く。）	61,000円	同
建	1 複数棟認定の他の建築	【略】	【略】	【略】

			156,000円	
	(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	同
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円	同
建	1 複数棟認定の他の建築			

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定	<p>物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第35条第1項の認定を、同法第34条第3項各号に掲げる事項を記載して受けた場合の、同条第3項の他の建築物をいう。以下同じ。）の場合で、特定建築物（同法第11条に規定する特定建築物をいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部分において同じ。）の非住宅部分（同法第11条に規定する非住宅部分をいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部分において同じ。）対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額</p>	【略】	【略】	【略】	略	<p>物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第35条第1項の認定を、同法第34条第3項各号に掲げる事項を記載して受けた場合の、同条第3項の他の建築物をいう。以下同じ。）の場合で、特定建築物（同法第11条に規定する特定建築物をいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部分において同じ。）の非住宅部分（同法第11条に規定する非住宅部分をいう。以下この部から建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部分において同じ。）対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額</p>			
	2	【略】	【略】	【略】					
		【略】	【略】	【略】					

【略】	3	【略】	【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
	1	【略】	【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
	2	【略】	【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
			【略】	【略】	【略】
【略】			【略】	【略】	
3	【略】	【略】	【略】	【略】	
		【略】	【略】	【略】	
建	1	【略】	【略】	【略】	【略】

	3				
	1				
	2				
3					
一	1				

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】
	2 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	(1) 一戸建ての住宅		37,000円
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	37,000円	1申請を1件とする。

略					
	2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅			建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの		市長が定める基準による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	1申請を1件とする。

	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	75,000円	同		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円	同	
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	106,000円	同		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円	同	
	申請戸数が11戸以上のもの	150,000円	同		申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円	同	
	(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	118,000円	同		(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円	同
						床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	149,000円	同
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの(建築物省エネ基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以	246,000円	同		(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては	同

								246,000円		
								床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	同
				(5) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの(建築物省エネ基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「非住宅性能誘導2基準」という。)による審査を行う場合に限る。)	94,000円	同				
				(6) その他の建築物 対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	246,000円	同				
				300平方メートル以内のもの(非住宅性能誘導1基準による審査を行う場合に限る。)						
				300平方メートル以内のもの(非住宅性能誘導2基準による審査を行う場合に限る。)	94,000円	同				
				300平方メートルを超えるもの	309,000円	同				
				(5) その他の建築物				床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	同
								床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	同

			るもの（非住宅性能誘導1基準による審査を行う場合に限る。）			
			300平方メートルを超えるもの（非住宅性能誘導2基準による審査を行う場合に限る。）	120,000円	同	
建築物のエネルギー消費性能の向上計画	1 【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	
		【略】	【略】	【略】	【略】	
			【略】	【略】	【略】	
			【略】	【略】	【略】	
	【略】	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】	【略】		
	2 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合	(1) 一戸建ての住宅		19,000円	1戸につき1件とする。	

【略】	1					
	2 その他	(1) 一戸建ての住宅			建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基	1戸につき1件とする。

に係る変更認定の申請	証を添付しない場合										
		(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	19,000円	1申請を1件とする。				「準」という。)による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円		
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,000円	同				市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	1申請を1件とする。	
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	55,000円	同				市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円	同	
			申請戸数が11戸以上のもの	78,000円	同				市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円	同	
(3) 共同住宅等の共用部分に		60,000円	同				申請戸数が1戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円	同		
								(3) 共同住宅等	床面積の合計	60,000円	同

	係るもの						
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの（非住宅性能誘導1基準による審査を行う場合に限る。）	124,000円	同		の共用部分に係るもの	が300平方メートル以内のもの	
						床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	76,000円 同
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの（非住宅性能誘導1基準による審査を行う場合に限る。）				(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円
						床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円
	(5) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの（非住宅性能誘導2基準による審査を行う場合に限る。）	48,000円	同		(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円
						床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円

	(6) その他の建築物	300平方メートル以内のもの（非住宅性能誘導1基準による審査を行う場合に限る。）	124,000円	同				
		300平方メートル以内のもの（非住宅性能誘導2基準による審査を行う場合に限る。）	48,000円	同				
		300平方メートルを超えるもの（非住宅性能誘導1基準による審査を行う場合に限る。）	156,000円	同				
		300平方メートルを超えるもの（非住宅性能誘導2基準による審査を行う場合に限る。）	61,000円	同				
建築物	1 【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】				
	【略】	【略】	【略】	【略】				
【略】	1				【略】	【略】	【略】	【略】

の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 技 術 的 審 査 適 合 証 を 添 付 し な い 場 合		【略】	【略】	【略】	
		【略】	【略】	【略】	
		【略】	【略】	【略】	
		【略】	【略】	【略】	
		【略】	【略】	【略】	
		【略】	【略】	【略】	
	2 建築	(1) 一戸建ての住宅（建築物省エネ基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下「住宅性能1基準」という。）による審査を行う場合に限る。）	37,000円	1戸につき1件とする。	
	物エネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	(2) 一戸建て住宅（建築物省エネ基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準（以下「住宅性能2基準」という。）による審査を行う場合に限る。）	18,000円	同	
		(3) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの（住宅性能1基準による審査を行う場合に限る。）	37,000円	1申請を1件とする。

2 その他	(1) 一戸建ての住宅	建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	1戸につき1件とする。	
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	1申請を1件とする。

申請戸数が1戸のもの（住宅性能2基準による審査を行う場合に限る。）	18,000円	同
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの（住宅性能1基準による審査を行う場合に限る。）	75,000円	同
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの（住宅性能2基準による審査を行う場合に限る。）	35,000円	同
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの（住宅性能1基準による審査を行う場合に限る。）	106,000円	同
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの（住宅性能2	51,000円	同

申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円	同
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による	同

	基準による審査を行う場合に限る。)		
	申請戸数が11戸以上のもの(住宅性能1基準による審査を行う場合に限る。)	150,000円	同
	申請戸数が11戸以上のもの(住宅性能2基準による審査を行う場合に限る。)	75,000円	同
(4)	共同住宅等の共用部分に係るもの	118,000円	同
(5)	共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの(非住宅性能2基準による審査を行う場合に限る。)	246,000円	同
(6)	共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの(非住宅性能1基準に	94,000円	同

			審査にあつては106,000円
	申請戸数が11戸以上のもの		市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円
(3)	共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円 同
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	149,000円 同
(4)	共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	建築物省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては、246,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつ

	による審査を行う場合に限る。)						ては94,000円	
						床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	建築物省エネ基準 省令第1条第1項 第1号イに規定する基準による審査 にあつては、 309,000円、同号 ロに規定する基準 による審査にあつ ては120,000円	同
(7) その他の建築物	対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	300平方メートル以内のもの（非住宅性能2基準による審査を行う場合に限る。)	246,000円	同				
		300平方メートル以内のもの（非住宅性能1基準による審査を行う場合に限る。)	94,000円	同				
		300平方メートルを超えるもの（非住宅性能2基準による審査を行う場合に限る。)	309,000円	同				
(5) その他の建築物		300平方メートル以内のもの					建築物省エネ基準 省令第1条第1項 第1号イに規定する基準による審査 にあつては、 246,000円、同号 ロに規定する基準 による審査にあつ ては94,000円	同
		300平方メートル以内のもの					建築物省エネ基準 省令第1条第1項 第1号イに規定する基準による審査 にあつては、 309,000円、同号 ロに規定する基準	同

			300平方メートルを超えるもの（非住宅性能1基準による審査を行う場合に限る。）	120,000円	同
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

備考

- 1 及び 2 【略】
- 3 次の各号に掲げる建築物の建築確認の申請等の部第3項の申請に係る対象床面積の算定及び手数料は、次のように取り扱うものとする。
- (1) から (3) まで 【略】
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 適合判定通知書の交付を受けた特定建築物（建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定の部第1項において規定する「特定建築物」をいう。以下この号において同じ。）1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる特定建築物の部分の区分及び同表中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額と建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定の部から建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の部までに掲げる手数料の額とを合わせた額
- 【略】
- 4 次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。
- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合 建築物の建築確認の新生党の部第1項に係る申請の手数料の額と建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部に掲げる手数料の額とを合わせた額
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる

					による審査にあつては120,000円

備考

- 1 及び 2
- 3 【略】
- (1) から (3) まで
- (4) 建築物省エネ法
- 4 【略】
- (1) 建築物省エネ法
- (2) 建築物省エネ法

事項を記載する場合 申請に係る建築物と複数棟認定の他の建築物につき、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部に掲げる区分に応じた金額を合わせた額

5 次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合 建築物の建築確認の申請等の部第1項に係る申請の手数料の額と建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部に掲げる手数料の額とを合わせた額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合であって次号に掲げる場合を除く。） 変更の申請に係る建築物と新たに追加する他の建築物につき、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部に掲げる当該建築物の区分に応じた金額を合わせた額

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合であって次号に掲げる場合を除く。） 変更の申請に係る建築物と新たに追加する他の建築物につき、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部に掲げる当該建築物の区分に応じた金額を合わせた額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物のみを追加する場合に限る。） 新たに追加する他の建築物につき、建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

6 【略】

5 【略】

(1) 建築物省エネ法

(2) 建築物省エネ法

(3) 建築物省エネ法

(4) 建築物省エネ法

6

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 5 号関係資料

御殿場市婦人相談員設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>御殿場市婦人相談員設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>売春防止法</u>(昭和31年法律第118号。以下「法」という。)第35条第2項の規定により、本市に<u>婦人相談員</u>を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>御殿場市女性相談支援員設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第11条第2項 <u>女性相談支援員</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案第 26 号関係資料

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新																																						
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3及び4 【略】</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,440円</u></td> <td><u>13,320円</u></td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,670円</u></td> <td><u>11,550円</u></td> <td><u>12,440円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>8,900円</u></td> <td><u>9,790円</u></td> <td><u>10,670円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1及び2 【略】</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	【略】	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>9,100円</u></p> <p>3及び4</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,500円</u></td> <td><u>13,350円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,800円</u></td> <td><u>11,650円</u></td> <td><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>9,100円</u></td> <td><u>9,950円</u></td> <td><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1及び2</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>		分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	【略】																																				
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>																																					
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御殿場市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御殿場市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。